主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人猿渡脩蔵の上告趣意第一、二点は事実誤認、同第三点は量刑不当の各主張であつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四 一一条を適用すべきものとは認められない(過失犯の起訴はその後適式に訴因、罰条の変更により故意犯に訂正されている)。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年一〇月二五日

最高裁判所第三小法廷

保				島	裁判長裁判官
介		又	村	河	裁判官
Ξ		俊	林	小	裁判官
郎	太	善	村	本	裁判官
己.		克	7K	垂	裁判官